

## 脂肪燃焼YOGA教室のご案内

### 目的

- ① YOGAを通じて、会員の「健全な心身の育成」・「健康増進」を行う。
- ② 地域の方々が集まれる「地域コミュニティ」を形成する。

### 活動曜日

水曜日 19:20～20:20 【月2回・月3回を選択いただけます】

※年間カレンダーは以下のとおりですが、講師都合・会場都合で変更の可能性もありますのでご容赦下さい。

04月	07.14.21日	10月	06.13.20日
05月	12.19.26日	11月	10.17.24日
06月	02.09.16日	12月	01.08.15日
07月	07.14.21日	01月	12.19.26日
08月	04.18.25日	02月	02.09.16日
09月	01.08.15日	03月	02.09.16日

### 活動場所

希望ヶ丘 集会所 【大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘2-38-2】

◆19:10分より以前の会場入場はできません。

### 会費

月会費： [月2回コース] 1,650円（税込み）

[月3回コース] 2,450円（税込み）

### 補償

- ① スポーツ安全保険のみでの補償となります。【添付資料参照】

### その他

- ① 会場までの移動については、安全面にご配慮下さい。【違法駐車は厳禁です。】
- ② 持ち物： 動ける服装、ヨガマット、汗拭きタオル、ラバーバンド、飲み物を持参下さい。

### 講師等

- ① 代表者： 橋本 謙司 NPO法人ヴィエントとよの 理事長  
【問い合わせ先】090-1148-1523、info@npo-viento.or.jp
- ② 講師： ニューヨークヨガ講師 MASUMI先生

## 脂肪燃焼YOGA教室 注意事項

- ① 路上駐車等で会場付近の住民に迷惑をかけること。（開門の待ち時間も同様）
- ② 会場の駐車場では近隣の迷惑となりますので私語は謹んで下さい。
- ③ レッスン後のモップがけや荷物の運搬はできる方で協力しながらお手伝いをお願いします。
- ④ 会場での喫煙・飲酒は厳禁です。
- ⑤ 会場都合により急遽、練習を中止せざるを得ない場合がございますのでご容赦下さい。  
（メールでの連絡とさせていただきます）
- ⑥ レッスン内容等本会に対するクレーム・苦情等は受け付けませんのでご理解下さい。  
（意見や要望は、理事長－橋本までお願いします）

# 脂肪燃焼YOGA教室 規約

## 第1条 〔名称〕

本会は、総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの 脂肪燃焼YOGA教室（以下、本会）と称します。  
ただし、略称として、「脂肪燃焼YOGA教室」と称します。

## 第2条 〔目的〕

本会は、豊能地区（近隣市町村含む）においてYOGAを通し、会員の健全な心身の育成および健康増進を図るとともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

## 第3条 〔会員〕

- （1）健康で身体を動かしたい女性
- （2）入会資格を満たし、入会手続きを完了していること。

## 第4条 〔会員期間〕

会員期間は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とします。

## 第5条 〔入会資格〕

本会の会員となるためには、次の要件を満たすこと。

- （1）本会の目的および規則内容に会員およびその保護者が賛同・理解する者であること。
- （2）スポーツ安全保険に加入すること。
- （3）本会活動中の傷害・事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで補償することを承諾いただくこと。
- （4）会員およびその保護者は、本会の定める注意事項を遵守し、本会内では指導者の指示に従うこと。
- （5）医師から、運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。

## 第6条 〔入会手続〕

- （1）本会に入会を希望する者は、所定の申込み手続きを行い承認を得るとともに、会費等を納入するものとします。
- （2）入会申し込み時の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るものとします。
- （3）未成年者は、保護者の承諾を得て申し込むものとします。

## 第7条 〔会費等〕

- （1）会費は月会費とします。 ※金額については、本会のご案内に記載
- （2）会員は、月会費を納入するものとします。
- （3）一度納入した会費はいかなる場合も返還いたしません。

## 第8条 〔代表者および指導者〕

- （1）本会の代表は、NPO法人ヴィエントとよのの理事長（橋本 謙司）とします。
- （2）本会の講師は、理事長が適性を考慮し複数名選任します。
- （3）本会の会計は、「NPO法人ヴィエントとよの」の会計で管理します。

## 第9条 〔除名〕

会員が次のいずれかに該当するときは、指導者会の決議を経て除名できるものとします。

- （1）会員が第5条の要件を満たさないとき。
- （2）会員が本会に対して不利益を与えたときや名誉をき損したとき。

本規約は、2016年04月01日より施行いたします。